

別表第2（第14条関係）

| 施設名                             | 利用時間区分による金額      |                  |                  |
|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|
|                                 | 午前9時～午後5時        | 午後5時～午後7時        | 午後7時～午後9時        |
| 特別天然記念物魚津埋没林博物館研修室（保存館2階）       | 1時間当たり<br>1,500円 | 1時間当たり<br>2,500円 | 1時間当たり<br>3,000円 |
| 特別天然記念物魚津埋没林博物館ハイビジョンホール（展示館2階） | 利用不可             | 1時間当たり<br>3,000円 | 1時間当たり<br>3,500円 |

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は、1時間として計算する。
- 2 利用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。
- 3 研修室等のみを利用する場合の入館料は、第6条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。
- 4 研修室等の利用者が、研修室等の利用に関して別に入場料等を徴収する場合の使用料の額は、当該研修室等の使用料に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - （1） 入場料等が、1,000円を超え2,000円以下の場合 使用料の30パーセントに相当する額
  - （2） 入場料等が、2,000円を超え3,000円以下の場合 使用料の50パーセントに相当する額
  - （3） 入場料等が、3,000円を超える場合 使用料の80パーセントに相当する額
- 5 利用者は、研修室等の利用に当たっては、別に定めるところにより附属設備を使用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。